

令和5年度 一般指導監査実施計画【母子生活支援施設】

八戸市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成25年6月14日実施。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、母子生活支援施設（以下「施設」という。）に対する令和5年度の一般指導監査実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

令和5年度の一般指導監査は、施設等の実情の把握に努めるとともに、関係法令、通知等（以下「関係法令等」という。）に基づく適正な運営管理体制の確保が図られるよう、助言、指導を行うものとする。

2 指導監査の実施

(1) 一般指導監査は、要綱第4条の規定に基づき、原則実地において行う。

一般指導監査は、利用者処遇及び施設運営管理をこども家庭相談室が、施設経理を福祉政策課が行う。

3 重点指導事項

(1) 利用者処遇

ア 利用者の処遇向上

施設における処遇計画が適正に整備されるとともに、自立支援計画の策定や処遇記録等の整備、支援頻度や内容について指導する。

イ 利用者の人権に配慮した処遇の確保

利用者に対する虐待や心身に有害な影響を及ぼす行為をしないよう、虐待等防止に向けた取組について指導する。

ウ 利用者の健康、衛生管理の徹底

利用者に対し、入所時及び定期健康診断を適正に実施するとともに、感染症等予防対策を講じ、発生した場合の報告体制の整備について指導する。

エ 利用者の退所時支援

利用者の退所後の生活や地域とのつながりを作る支援について指導する。

オ 関係機関との連携

利用者支援のために必要となる関係機関との連携について指導する。

カ 苦情（意見・要望）対応の体制の整備

苦情処理体制を整備するとともに、利用者からの意見、要望等への適切な対応について指導する。

(2) 施設運営管理

ア 職員配置、処遇の適正化

職員配置基準に基づき、必要な職員が確保されるよう、また、採用職員の格付け、昇給・昇格及び各種手当が給与規程に基づき決定、支給されるよう指導する。

イ 職員の資質向上

職員の専門性を担保するための取組について指導する。

ウ 人事・労務管理の適正化

育児・介護休業法の一部改正に伴う就業規則等の整備など、労働関係法令を遵守した適正な人事労務管理について指導する。

エ 非常災害対策の構築

非常災害対策計画の策定及び当該計画に基づく避難訓練の適正な実施とともに、施設において「平時の取組」と「災害時の対応」が適切に講じられるよう指導する。

オ 利用者の安全確保の徹底

日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適正に構築するよう指導する。

カ 個人情報の適切な取扱いの徹底

利用者や利用者の家族等の個人情報、関係法令等に基づき適正な取扱いが確保されるよう指導する。

キ ボランティアや実習生受け入れ態勢の整備

ボランティア等の受け入れ方針及び体制整備について指導する。

(3) 施設経理

ア 契約手続の遵守

随意契約によることのできる場合の一般的な基準を超えているにもかかわらず競争入札に付していない、契約書又は請書を徴していないことなどが無いよう、適正な契約事務について指導する。

イ 現金管理の適正化

職員等による立替払いのほか、収納した金銭を経理規程で定める期限を越えて施設で保管する、又は直接支払いに充てることのないよう、適正な出納処理について指導する。

ウ 会計帳簿、計算書類及び附属明細書等の適正な作成、整備

必要な会計帳簿、計算書類及び附属明細書等が定められた様式に従って作成されているか、帳票間の整合性が図られているかについて指導する。

4 その他

法令違反のある施設その他次に掲げるような運営に特に大きな問題が認められた施設に対して、上記にかかわらず、市長の判断により随時指導監査を実施する。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 基準に違反の事実があると疑うに足りる理由があるとき
- (3) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (4) 自主点検表等の事前提出資料及び改善報告書において、虚偽又は著しい不正が認められるとき